

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年4月11日

【会社名】 株式会社ジェイグループホールディングス

【英訳名】 j -Group Holdings Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新田 二郎

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 赤工 朝飛

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄三丁目4番28号

【電話番号】 (052)243 - 0026(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 赤工 朝飛

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 14,400,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
込むべき金額の合計額を合算した金額
1,502,400,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当
初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場
合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整
された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金
額の合計額は増加又は減少いたします。また、新株予約権
の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した
新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際し
て払込むべき金額の合計額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイグループホールディングス東京支店
(東京都港区芝浦三丁目12番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	15,000個(本新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	14,400,000円
発行価格	本新株予約権 1 個につき960円(本新株予約権の目的である株式 1 株当たり9.60円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2018年 4 月27日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェイグループホールディングス 管理本部 名古屋市中区栄三丁目 4 番28号
払込期日	2018年 5 月 1 日(火)
割当日	2018年 5 月 1 日(火)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 名古屋支店

- (注) 1. 本新株予約権の発行については、2018年 4 月11日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日までに払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしたします。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、別記「第 3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる普通株式の総数は1,500,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落によって各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権者による注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「決定日」という。)に、決定日の前取引日(ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引のVWAPの91%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 3 行使価額の修正頻度：本新株予約権者による本新株予約権の行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。 4 行使価額の下限：当初金451円(ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。) 5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる普通株式の総数は1,500,000株(2018年2月28日現在の総議決権数82,956個に対する割合は18.08%)、交付株式数は100株で確定している(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：690,900,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照)。 8 本新株予約権には、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が本欄第4項に記載の行使価額の下限を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する義務を負うとする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第4項を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,500,000株とする(交付株式数は、100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。 2 本新株予約権の発行後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 本欄第2項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後の交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後の行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して払込むべき金額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初金992円とする。ただし、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、時価算定日の修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が金451円(以下「下限行使価額」という。ただし、本欄第3項による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(3)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て(以下総称して「株式分割等」という。)をする場合</p> <p>調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(なお、新株予約権無償割当ての場合(新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。))は、新株予約権を無償で発行したものと本 を適用する。)

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。ただし、本 に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める場合を除く。)</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、振替機関(「(1)募集の条件」注3.に定める振替機関をいう。以下同じ。)の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む。以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金1,502,400,000円</p> <p>上記金額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。そのため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払込むべき金額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額を加えた額を、当該行使請求の時点において有効な発行株式数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2018年5月2日から2021年4月30日(ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 名古屋支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。なお、注2.に記載のとおり、当社は割当予定先との間において、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(行使停止指定条項)等について取り決めたファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」という。)を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。 4 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり金960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。ただし、注1.に記載のとおり、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の意思・判断による一定程度の機動性を確保すること、及び財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋げることが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、あるいは公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討いたしました。今回の資金調達は、強固な財務体質の構築に加え、当社の中核事業である飲食事業及び不動産事業の成長を実現すべく、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を見極めた資金調達が可能な、当社の資金需要にも則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、割当予定先より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、注2.に記載のとおり、当社と割当予定先との間において、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(行使停止指定条項)等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、特にファシリティ特約期間(注2.において定義する。以下同じ。)においては本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強が図られていくことが期待できます。また、行使停止指定条項により、当社は、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期等を一定程度コントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は1,500,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を抑えながら財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立を図ることが可能であると考えられます。

本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の普通株式に係る総議決権数82,956個(2018年2月28日現在)に対して18.08%の希薄化が生じるものの、当社は今回の資金調達に際し、上記記載の背景並びに以下に記載する「本資金調達方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約付の本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断いたしました。

[本資金調達方法の特徴]

本資金調達方法の特徴は、以下のとおりとなります。

本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

ファシリティ特約期間中、(i)割当予定先は本新株予約権を行使するよう最大限努力するため、行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、()行使停止指定条項により、当社は、当社の判断により割当予定先に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、割当予定先は本新株予約権の行使ができないこととなり、株価動向等を見極めながら、資金調達の時期等を一定程度コントロールすることができます。

希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,500,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されていること(本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数82,956個(2018年2月28日現在)に対する希薄化率は18.08%)により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

割当予定先との約束事項

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり960円の支払を完了した日、割当予定先が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は2021年4月30日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られない。)の発行又は売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。)を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

譲渡制限

割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められる予定です。

- (ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり960円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (イ) 当社は、組織再編行為を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (ウ) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。
- (エ) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日(ただし、終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり960円にて、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)~(オ)のようなデメリットがあります。

- (ア) 本新株予約権による資金調達は、割当予定先が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達となされるものとなっているため、別記「2 新規発行による手取金の使途 (1)新規発行による手取金の額 差引手取概算額」欄に記載された資金調達の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。
- (イ) 本新株予約権は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、割当予定先が本新株予約権を全て行使したとしても別記「2 新規発行による手取金の使途 (1)新規発行による手取金の額 差引手取概算額」欄に記載された資金調達の額に相当する資金を調達できない可能性があります。
- (ウ) 第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することが難しくなっております。
- (エ) 本ファシリティ契約において、割当予定先は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されているものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が進まず予定通り達成されない可能性があります。加えて、株価が下限行使価額を一定期間下回った場合は、発行価額にて取得され、資金調達及び資本増強が実現されません。
- (オ) 最大希薄化株数が限定された場合においても、本新株予約権すべてが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化を確定させることができません。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。また、通常数週間の準備期間を要するため、株価変動等により、機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があると考えられます。また、発行決議日から条件決定時までの株価下落によっては、資本増強額(調達額)が当初予定よりも減少する可能性があります。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(以下「MSCB」という。)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。

新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。

本ファシリティ契約の付かない新株予約権は、当社が権利行使のタイミング等をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型(割当先が一定数量の行使義務を負う形態)は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。

借入により全額調達した場合、調達金額が負債となり、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立を図るという目的を達成することが出来ず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を約3年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載のとおり。)を第三者割当の方法によって割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

[本ファシリティ契約の内容]

本ファシリティ契約は、当社と割当予定先との間において、以下のとおり、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(行使停止指定条項)等について取り決めるものであります。

割当予定先による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

割当予定先は、2018年5月2日から2020年10月31日までの期間(以下「ファシリティ特約期間」という。)において、下記の場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

なお、約3年間の行使期間のうち最後の6か月間は、自由裁量期間となり、割当予定先は、その保有する本新株予約権を自社の裁量で行使することができます。

ただし、割当予定先はいかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

当社による行使停止要請通知(行使停止指定条項)

割当予定先は、ファシリティ特約期間において、当社からの行使停止要請通知(以下に定義する。)があった場合、行使停止期間(以下に定義する。)の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- ・当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」という。)として、ファシリティ特約期間の間の任意の期間を指定することができます。
- ・当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の初日の3取引日前の日までに、割当予定先に通知(以下「行使停止要請通知」という。)を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・行使停止期間の開始日は、ファシリティ特約期間の間の取引日のいずれかの日とし、当社による直近の行使停止要請通知に係る行使停止要請通知(以下「直前行使停止要請通知」という。)がある場合にあっては、行使停止期間開始日は、直前行使停止要請通知に係る行使停止期間終了日(以下の撤回通知があった場合は、かかる撤回通知による当該直前行使停止要請通知の失効日)の翌月の応当日(応当日が取引日でない場合にあっては応当日後最初に到来する取引日)以降の日付とします。
- ・行使停止期間の終了日は、ファシリティ特約期間の間の取引日のいずれかの日とし、行使停止要請通知に記載される行使停止期間開始日の翌々月の応当日(応当日が取引日でない場合にあっては応当日前最後の取引日)までのいずれかの取引日を指定するものとします。
- ・当社は、割当予定先に撤回通知を交付することにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請通知に係る残存行使停止期間(撤回通知が行われた日(当日を含む。))から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間終了日までの間の期間をいう。)が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- ・当社は、当社に未公表の重要事実が生じた場合には、かかる事実等について公表された後でなければ撤回通知を行うことができません。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、残存する本新株予約権の全てが行使された日、当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり960円の支払を完了した日、割当予定先が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は2021年4月30日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られない。)の発行又は売却(ただし、ストックオプションに関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除く。)を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することにかかる公表を行わないことに合意する予定であります。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先は有限会社ニューフィールドとの間で株券貸借取引契約の締結を行う予定であります。現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権の行使は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われます。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に発生します。
7. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,502,400,000	17,000,000	1,485,400,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権証券の発行価額の総額(14,400,000円)に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(1,488,000,000円)を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少いたします。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、登録免許税、登記費用、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額1,485,400,000円については、2020年2月までに700,000,000円を新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕のための設備投資資金の一部に、残額を2021年4月までにプロジェクト出店にかかるビルや商業施設等の不動産取得資金及び建設資金の一部に充当する予定です。

- (注) 1. 当社は、不動産事業において、プロジェクト出店を推進していく方針であります。 「プロジェクト出店」とは、ビルや商業施設等へ開発段階から積極的に提案等を行い、飲食フロアの一括プロデュースやビルの再開発を通じて付加価値を高め、より良い条件での出店を可能とする出店モデルであります。
2. 調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の普通預金口座にて保管する予定であります。
3. 本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合、自己資金及び銀行借入等により上記記載の使途へ充当する予定であります。また、本新株予約権の行使による資金調達前に、金融機関から借入金にて調達する必要が生じた場合には、同借入金調達後、本新株予約権の行使により調達した資金を既存借入金を含む同借入金の返済資金に充当する予定であります。
4. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、かかる超過分を新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕のための設備投資資金の一部及び既存借入金返済の一部として追加充当する予定です。

なお、当社グループの設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

割当予定先の概要		
名称	S M B C 日興証券株式会社	
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
代表者の役職及び氏名	取締役社長 清水 喜彦	
資本金	100億円	
事業の内容	金融商品取引業等	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
提出者と割当予定先との間の関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2018年2月28日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2018年2月28日現在)	100株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引等関係	該当事項はありません。	

(2) 割当予定先の選定理由

当社は割当予定先以外の金融機関からも提案を受けましたが、割当予定先より提案を受けた本資金調達手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、当社の中長期的な成長の源となる新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕のための設備投資資金の一部、プロジェクト出店にかかるビルや商業施設等の不動産取得資金及び建設資金の一部の調達を行うこと、並びに財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤を確立することに重点を置いている当社のニーズに最も合致しているものと判断いたしました。

その上で、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の欄外注1. 及び2. に記載の本資金調達方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、「(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、割当予定先への割当を決定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は以下であります。

S M B C 日興証券株式会社：1,500,000株

(4) 株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明をうけております。また、割当予定先はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明をうけております。

当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定める予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、割当予定先の2017年12月31日現在の計算書類等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」という。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の960円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、当社の行動については資金調達をすべく本ファシリティ契約に基づく行使停止要請通知を行わず、取得条項については株価が上昇している際には発動しないものの、株価が下限行使価額を20営業日連続で下回った場合には取得条項を発動すること等を仮定し、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、株価水準に留意しながら権利行使を行うものとし、行使した本新株予約権に係る株式数を全て売却した後には次の権利行使を行うことを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等」の欄外注1.及び2.に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、当初行使価額は、現状の当社株価の水準などを勘案し、2018年4月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

これらの結果、本日開催の取締役会において当社監査役全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数82,956個(2018年2月28日現在)に対して18.08%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の中長期的な事業規模の拡大や、財務体質の一層の強化を図り、安定的かつ強固な経営基盤の確立に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要の適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去3年間(2015年4月から2018年3月まで)の1日当たりの平均出来高は11,956株であり、直近6か月間(2017年10月から2018年3月まで)の同出来高においても、12,983株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数1,500,000株を行使期間である約3年間で行使売却とした場合の1日当たりの数量は約2,000株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、割当予定先との間で、割当予定先が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること(行使停止指定条項)等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であるとともに、当該調達資金を新規出店及び既存店舗のリニューアル・修繕のための設備投資資金の一部、プロジェクト出店にかかるビルや商業施設等の不動産取得資金及び建設資金の一部に充当することに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期等を一定程度コントロールすることができること、当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
有限会社ニューフィールド	名古屋市中区千代田4丁目1 -23	1,963,700	23.67%	1,963,700	20.05%
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目 3-1	100	0.00%	1,500,100	15.31%
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場2丁目3-3	300,000	3.62%	300,000	3.06%
松永 圭司	愛知県北名古屋市	223,600	2.70%	223,600	2.28%
安田 博	愛知県愛西市	206,000	2.48%	206,000	2.10%
新田 二郎	名古屋市中区	200,000	2.41%	200,000	2.04%
林 芳郎	名古屋市東区	192,000	2.31%	192,000	1.96%
二村 篤志	名古屋市中区	146,000	1.76%	146,000	1.49%
林 裕二	東京都墨田区	144,400	1.74%	144,400	1.47%
生井 嘉幸	愛知県愛知郡東郷町	120,000	1.45%	120,000	1.23%
計		3,495,800	42.14%	4,995,800	51.00%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ2018年2月28日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である普通株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有を約していないため、割当予定先であるS M B C日興証券株式会社は、割当後における当社の大株主とはならないと見込んでおります。

4. 上記のほか、当社は2018年2月28日現在で自己株式200,105株を保有しております(2018年2月28日現在の発行済株式総数に対する割合は2.36%)。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)現在、以下のとおりとなっています。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業の 種類	設備の 内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
新店12店舗	飲食事業	店舗設備	600,000		新株予約権の発行及び行使による調達資金・借入金・自己資金・リース	2018年 5月	2020年 2月	
既存店(リ ニューアル予 定)	飲食事業	店舗設備	180,000		新株予約権の発行及び行使による調達資金・借入金・自己資金・リース	2018年 5月	2020年 2月	
既存店(修繕予 定)	飲食事業	店舗設備	120,000		新株予約権の発行及び行使による調達資金・自己資金	2018年 5月	2020年 2月	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 投資予定額には、差入保証金を含んでおります。

3. 完成後の増加能力(席)は、現時点では具体的な店舗設備が決定していないことから、記載しておりません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)の提出日(平成29年5月31日)以後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

1 (平成29年6月2日提出の臨時報告書)

当社は、平成29年5月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年5月30日

(2) 決議事項の内容

議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金1円50銭 総額11,994,548円

ロ 効力発生日

平成29年5月31日

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
議案 剰余金処分の件	49,303	312	0	(注) 1	可決 94.86

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、79,958個であります。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

平成29年5月29日午後6時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

2 (平成29年12月4日提出の臨時報告書)

当社は、平成29年11月29日付の取締役会において、株式会社かわ屋インターナショナルの株式取得により同社株式の50%の持分を取得し、子会社化することについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

1. 子会社取得の決定について

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

- (1) 取得対象子会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社かわ屋インターナショナル
本店の所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー24階
代表者の氏名	代表取締役 田中 彰
資本金	600千円
純資産の額	431千円(平成29年7月31日現在)
総資産の額	491千円(平成29年7月31日現在)
事業の内容	博多かわ屋の運営及びフランチャイズ経営

- (2) 取得対象子会社の最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

決算期	平成29年7月期
売上高	0千円
営業利益	109千円
経常利益	109千円
当期純損失	168千円

(注) 取得対象子会社は平成28年9月設立のため、直近決算期のみ記載しております。

- (3) 取得対象子会社の当社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(4) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、居酒屋、レストラン、カフェなどの飲食事業を中心に、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、卸売業及び販促製作事業等のその他の事業を行っております。飲食事業は、当社グループの中核事業であり、居酒屋を中心に自社にて業態開発し、主に直営方式で運営しており、平成29年11月29日現在で145店舗を展開しておりますが、この度、飲食事業の収益力の向上及び今後の成長発展を目指す上で、博多かわ屋を運営及びフランチャイズ展開する株式会社かわ屋インターナショナルの株式を取得することといたしました。

博多かわ屋は、「博多流とりかわ」を福岡の名物にまでした立役者である京谷満幸氏が立ち上げた店舗であり、予約の取れない焼鳥屋として話題を呼び、『たかが焼鳥、されど...』をキャッチフレーズに、こだわりのかわ焼きを秘伝の製法で作り上げております。京谷氏が考案した「かわ屋」のかわ焼きは、毎日一本ずつ丁寧に仕込んでいく為、一日に作れる量が限られており、かわ焼きに使用する鳥皮は、首の周りの皮を使い、臭いの元になる余分な脂や血合いなどを一枚一枚丁寧に取り除く下処理を行っております。分厚く巻き付けられた鳥皮は、焼き・タレ漬け・寝かしの工程を6日間繰り返され、外はカリッと中はモチっとした食感が味わえる「かわ焼き」となります。

当社グループは、株式会社かわ屋インターナショナルの第三者割当増資を引受け、既存株主から株式を譲受することで、博多かわ屋の運営及びフランチャイズ展開を行うものであります。

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

株式取得価額 360百万円

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金について、本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)までの間において次のとおり増加しています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成29年3月1日 至平成30年4月11日 (注)	300,000	8,496,400	78,000	1,146,969	78,000	1,076,969

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

4 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期事業年度)及び四半期報告書(第17期事業年度第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。当該変更及び追加箇所については____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、下記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

「事業等のリスク」

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で発生の予防及び発生した場合の迅速な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、本項記載事項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は、当社株式への投資に関する全てのリスクを網羅するものではありませんのでご留意ください。なお、本文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年4月11日)現在において当社グループが判断したものであります。

(中略)

(4) 食品衛生法について

当社グループが経営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所管保健所より飲食店営業の営業許可を取得しております。当社グループでは、店舗内の食品衛生管理マニュアルに基づき日常の衛生管理の徹底を図るとともに、必要に応じて内部監査により衛生管理状況を確認し、食品の安全衛生の維持に努めております。また、食品衛生委員会を設置し定期的な社内講習を実施することで社内での啓蒙活動を進め、衛生管理に対する意識の向上と周知徹底に努めております。当社グループの実施するこれらの衛生管理諸施策にもかかわらず、食中毒事故等を起こした場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取消し、営業の禁止、若しくは一定期間の営業停止処分、被害者からの損害賠償請求、当社グループの信用力低下等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(中略)

(9) 株式の希薄化に関するリスク

当社は、平成30年4月11日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行を決議いたしました。また、当社はストックオプション制度を採用しており、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して新株予約権を付与しております。

上記の新株予約権の目的となる普通株式は1,734,000株であり、当社の発行済普通株式総数(平成30年2月28日現在)の20.41%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

5 最近の業績の概要について

第17期連結会計年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の業績の概要

平成30年4月9日開催の取締役会で承認され、平成30年4月9日に公表した第17期連結会計年度(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される連結財務諸表ではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないので、監査報告書は受領しておりません。

なお、この連結財務諸表の金額については千円単位とし、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	749,519	357,484
売掛金	322,467	326,169
たな卸資産	118,824	115,957
繰延税金資産	4,417	5,489
その他	308,256	356,844
貸倒引当金	3,097	-
流動資産合計	1,500,387	1,161,945
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,379,871	3,506,441
工具、器具及び備品(純額)	382,816	404,522
土地	1,623,107	1,596,223
リース資産(純額)	141,505	181,978
建設仮勘定	53,236	123,874
その他(純額)	13,723	6,256
有形固定資産合計	5,594,259	5,819,296
無形固定資産		
のれん	19,835	352,679
リース資産	1,505	-
その他	5,761	20,693
無形固定資産合計	27,102	373,373
投資その他の資産		
投資有価証券	8,220	8,220
差入保証金	1,267,858	1,313,536
繰延税金資産	1,092	3,179
その他	260,042	350,710
貸倒引当金	17,921	21,145
投資その他の資産合計	1,519,291	1,654,501
固定資産合計	7,140,654	7,847,171
繰延資産		
社債発行費	1,234	26,057
繰延資産合計	1,234	26,057
資産合計	8,642,276	9,035,174

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	498,441	386,621
短期借入金	3,800	338,900
1年内償還予定の社債	46,000	66,000
1年内返済予定の長期借入金	1,131,940	1,309,837
未払金	739,581	701,952
リース債務	66,331	71,973
未払法人税等	65,797	39,379
未払消費税等	104,473	88,265
賞与引当金	-	3,192
株主優待引当金	-	5,690
預り金	84,495	97,321
その他	219,504	226,327
流動負債合計	2,960,366	3,335,461
固定負債		
社債	46,000	370,000
長期借入金	3,386,843	2,916,909
リース債務	116,386	127,795
資産除去債務	98,375	89,091
その他	368,165	359,683
固定負債合計	4,015,770	3,863,479
負債合計	6,976,136	7,198,940
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,068,969	1,146,969
資本剰余金	998,969	1,076,969
利益剰余金	286,797	341,325
自己株式	76,021	76,085
株主資本合計	1,705,119	1,806,527
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	42,417	36,844
その他の包括利益累計額合計	42,417	36,844
新株予約権	3,438	1,638
非支配株主持分	-	64,912
純資産合計	1,666,139	1,836,233
負債純資産合計	8,642,276	9,035,174

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
売上高	14,357,840	14,963,244
売上原価	4,605,188	4,904,389
売上総利益	9,752,652	10,058,855
販売費及び一般管理費	9,698,724	9,949,680
営業利益	53,927	109,174
営業外収益		
協賛金収入	97,019	122,589
設備賃貸料	14,024	19,439
その他	12,759	18,088
営業外収益合計	123,803	160,117
営業外費用		
支払利息	73,875	75,649
賃貸費用	25,454	22,162
為替差損	7,606	8,283
その他	9,389	9,077
営業外費用合計	116,325	115,173
経常利益	61,406	154,118
特別利益		
固定資産売却益	94,210	-
債務免除益	5,670	-
特別利益合計	99,880	-
特別損失		
固定資産除却損	2,024	-
店舗閉鎖損失	65,164	88,097
減損損失	34,237	39,615
貸倒損失	17,525	-
特別損失合計	118,953	127,712
税金等調整前当期純利益	42,333	26,405
法人税、住民税及び事業税	92,522	57,267
法人税等調整額	38,228	3,197
法人税等合計	130,750	54,070
当期純損失()	88,417	27,664
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失()	4,884	2,424
親会社株主に帰属する当期純損失()	83,533	30,089

連結包括利益計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
当期純損失()	88,417	27,664
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	5,369	5,573
その他の包括利益合計	5,369	5,573
包括利益	83,047	22,091
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	77,580	23,580
非支配株主に係る包括利益	5,467	1,488

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,068,969	998,969	179,274	76,021	1,812,641
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行(新株予約権の行使)					
剰余金の配当			23,989		23,989
親会社株主に帰属する当期純損失()			83,533		83,533
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	107,522	-	107,522
当期末残高	1,068,969	998,969	286,797	76,021	1,705,119

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	47,787	47,787	3,438	3,268	1,771,560
当期変動額					
新株の発行					
新株の発行(新株予約権の行使)					
剰余金の配当					23,989
親会社株主に帰属する当期純損失()					83,533
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,369	5,369	-	3,268	2,101
当期変動額合計	5,369	5,369	-	3,268	105,420
当期末残高	42,417	42,417	3,438	-	1,666,139

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,068,969	998,969	286,797	76,021	1,705,119
当期変動額					
新株の発行	77,100	77,100			154,200
新株の発行(新株予約権の行使)	900	900			1,800
剰余金の配当			24,439		24,439
親会社株主に帰属する当期純損失()			30,089		30,089
自己株式の取得				63	63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	78,000	78,000	54,528	63	101,408
当期末残高	1,146,969	1,076,969	341,325	76,085	1,806,527

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	42,417	42,417	3,438	-	1,666,139
当期変動額					
新株の発行					154,200
新株の発行(新株予約権の行使)					1,800
剰余金の配当					24,439
親会社株主に帰属する当期純損失()					30,089
自己株式の取得					63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,573	5,573	1,800	64,912	68,685
当期変動額合計	5,573	5,573	1,800	64,912	170,093
当期末残高	36,844	36,844	1,638	64,912	1,836,233

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	42,333	26,405
減価償却費	790,774	724,605
減損損失	34,237	39,615
のれん償却額	8,735	14,570
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	126
賞与引当金の増減額(は減少)	-	3,192
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	5,690
受取利息及び受取配当金	453	575
支払利息	73,875	75,649
有形固定資産売却損益(は益)	94,210	-
有形固定資産除却損	2,024	-
為替差損益(は益)	7,606	8,283
店舗閉鎖損失	65,164	88,097
貸倒損失	17,525	-
債務免除益	5,670	-
売上債権の増減額(は増加)	13,326	738
たな卸資産の増減額(は増加)	22,307	3,764
仕入債務の増減額(は減少)	86,445	119,451
未払金の増減額(は減少)	49,686	117,969
その他	331,519	338,344
小計	1,400,617	1,091,086
利息及び配当金の受取額	452	574
利息の支払額	70,545	73,799
法人税等の支払額	72,240	94,426
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,258,284	923,434
投資活動によるキャッシュ・フロー		
貸付けによる支出	4,490	64,812
貸付金の回収による収入	3,907	4,233
有形固定資産の取得による支出	1,051,790	1,326,112
有形固定資産の売却による収入	219,974	-
無形固定資産の取得による支出	644	18,213
差入保証金の差入による支出	33,960	91,958
差入保証金の回収による収入	40,253	48,972
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	332,492
その他	43,852	38,954
投資活動によるキャッシュ・フロー	870,602	1,819,340

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 平成29年 3月 1日 至 平成30年 2月 28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	13,600	335,100
長期借入れによる収入	1,899,116	1,647,011
長期借入金の返済による支出	1,672,980	1,845,824
リース債務の返済による支出	71,986	79,960
社債の発行による収入	-	373,840
社債の償還による支出	46,000	56,000
非支配株主からの払込みによる収入	2,218	-
株式の発行による収入	-	154,200
自己株式の取得による支出	-	63
配当金の支払額	23,989	24,439
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,778	503,865
現金及び現金同等物に係る換算差額	811	5
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	459,647	392,035
現金及び現金同等物の期首残高	289,872	749,519
現金及び現金同等物の期末残高	749,519	357,484

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(株主優待引当金)

株主優待費用は、従来、株主優待券利用時に営業費用として処理をしておりましたが、株主優待券の利用実績等の把握が可能となったため、当連結会計年度より、利用実績等に基づき翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を株主優待引当金として計上しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ5,690千円減少しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

株式会社かわ屋インターナショナル、株式会社かわ屋東京

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社かわ屋インターナショナル
株式会社かわ屋東京

事業の内容 飲食店の経営

企業結合を行った主な理由

飲食事業の収益力の向上及び今後の成長発展を目指す為、株式会社かわ屋インターナショナルの株式を取得し、同社およびその傘下にある株式会社かわ屋東京を子会社化いたしました。

企業結合日

平成29年11月30日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

第三者割当増資の引受けによる株式取得

結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

取得した議決権比率

50%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得及び第三者割当増資を引き受けたためであります。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年12月1日から平成30年2月28日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

株式取得の対価	現金	140,000千円
第三者割当増資引受の対価	現金	220,000千円
取得原価		360,000千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

347,602千円

発生原因

期待される将来の超過収益力に関連して発生したものの。

償却方法及び償却期間

15年間にわたる均等償却

(5) 主要な取得関連費用の内訳及び金額

該当事項はありません。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	231,895千円
固定資産	<u>82,350</u>
資産合計	<u>314,245</u>
流動負債	215,064
固定負債	<u>23,359</u>
負債合計	<u>238,424</u>

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、居酒屋、レストランなどの飲食事業を中心に、不動産事業、ブライダル事業等の複数の事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業別のセグメントから構成されており、「飲食事業」、「不動産事業」及び「ブライダル事業」の3つを報告セグメントとしております。

「飲食事業」は、居酒屋、レストラン等での飲食サービスを提供しております。「不動産事業」は、不動産の賃貸・管理業務を行っております。「ブライダル事業」は挙式・披露宴サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	飲食	不動産	ブライダル	計				
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	12,595,909	492,259	784,950	13,873,119	484,721	14,357,840	-	14,357,840
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	90,117	1,671,145	930	1,762,194	464,572	2,226,766	2,226,766	-
計	12,686,027	2,163,404	785,881	15,635,313	949,293	16,584,606	2,226,766	14,357,840
セグメント利益 又は損失()	482,711	274,621	22,595	779,928	50,164	830,093	776,165	53,927
セグメント資産	3,884,765	3,657,861	142,547	7,685,173	99,497	7,784,671	857,605	8,642,276
その他の項目								
減価償却費	622,539	109,047	43,009	774,595	2,127	776,723	14,051	790,774
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	1,045,720	393,154	9,176	1,448,051	232	1,448,284	13,902	1,462,187

注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 776,165千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額857,605千円は、全社資産であります。

全社資産の主なものは当社の余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社管理部門の資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額13,902千円は、主に管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	飲食	不動産	ブライダル	計				
売上高								
(1) 外部顧客への 売上高	12,989,310	805,903	789,058	14,584,273	378,971	14,963,244	-	14,963,244
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	98,460	1,791,525	574	1,890,559	487,694	2,378,253	2,378,253	-
計	13,087,770	2,597,428	789,633	16,474,832	866,665	17,341,498	2,378,253	14,963,244
セグメント利益	512,065	368,865	38,960	919,890	37,295	957,186	848,012	109,174
セグメント資産	4,680,772	3,783,004	120,968	8,584,745	103,158	8,687,903	347,270	9,035,174
その他の項目								
減価償却費	577,730	102,870	27,772	708,372	2,016	710,388	14,217	724,605
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	1,253,702	598,710	1,797	1,854,210	-	1,854,210	39,128	1,893,338

注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 848,012千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額347,270千円は、全社資産であります。

全社資産の主なものは当社の余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社管理部門の資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額39,128千円は、主に管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	不動産	ブライダル	その他	全社・消去	合計
減損損失	34,237	-	-	-	-	34,237

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	不動産	ブライダル	その他	全社・消去	合計
減損損失	39,615	-	-	-	-	39,615

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	不動産	ブライダル	その他	全社・消去	合計
当期償却額	8,735	-	-	-	-	8,735
当期末残高	19,835	-	-	-	-	19,835

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	不動産	ブライダル	その他	全社・消去	合計
当期償却額	14,570	-	-	-	-	14,570
当期末残高	352,679	-	-	-	-	352,679

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
1株当たり純資産額	207円93銭	1株当たり純資産額	213円31銭
1株当たり当期純損失	10円45銭	1株当たり当期純損失	3円67銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益		潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり当期純損失		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	83,533	30,089
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	83,533	30,089
普通株式の期中平均株式数(株)	7,996,365	8,196,086
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日	平成29年5月31日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日	平成30年1月12日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年5月31日

株式会社ジェイグループホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 鋭 一
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイグループホールディングスの平成29年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジェイグループホールディングスが平成29年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月31日

株式会社ジェイグループホールディングス
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 鋭 一
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングスの平成29年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年1月12日

株式会社ジェイグループホールディングス
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山中 鋭一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年9月1日から平成29年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年3月1日から平成29年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。